

第 3 回 繊維産業のサステナビリティに関する検討会 環境配慮に対する意見

令和 3 年 4 月 9 日

弁護士 佐藤泉

1. 持続可能性

持続可能な社会への転換を促進するため、産業界の共通の課題は以下の対応が必要である。

- ① 生態系の保全（省エネ・省資源によるフットプリントの減少を含む）
- ② 気候変動・地球温暖化への対応推進
- ③ 循環型ビジネスモデルへの転換
- ④ 貧困対策・ダイバーシティ（社会的側面と環境側面は連続性がある）

2. 他の業界で起きていること

電気・電子製品では、紛争鉱物の排除、環境配慮設計（省エネ・省資源に関するトッパー方式等）、拡大生産者責任による回収・リサイクル

木材では、違法伐採木材の輸入禁止、森林認証制度普及、各社の森林調達方針策定、トレーサビリティの調査と定量分析、実施状況の公開

食品業界では、生態系配慮、容器包装対策、フードロス削減、食品リサイクル法に基づくリサイクル率向上・リサイクルループ認定

また、全ての業界で、RE100 への取組が重要となっている。

3. 繊維産業の現状

関連当事者が多く、サプライチェーンが分断されており、透明性が低い。

環境マネジメントシステムが浸透していない。

取り組みの必要性・効果が分かりにくい。

取り組みを推進する法制度がない。

自主的取り組みが進まないことは、法的リスクであることが明確となっていない。

法的リスクは、規制法に違反するだけでなく、取引先からの契約解除、不正競争（虚偽表示）、NGO等からの訴訟提起（不法行為）も含む。過去には、ディーゼル車を製造していた複数のメーカーが、大気汚染による健康被害について因果関係・過失があるとして、連帯責任で損害賠償請求された事例もある（東京大気汚染訴訟・和解で解決）。

4. サステナビリティを推進するためのシステム作り

業界団体における目標設定・定量的評価手法の検討

個別企業における目標設定・定量評価の実施

自主的取り組みが評価される競争原理の導入、優良性制評価制度等

トレーサビリティを向上させる取引慣行への移行

海外の繊維産業に対する規制・評価動向の研究と導入

5. 循環型ビジネスモデルへの転換

廃棄物削減、ロス率・リユース・リサイクル率の算定・開示義務化

専ら物制度の法解釈明確化

→古繊維に天然繊維と化学繊維を含むこと、

店頭回収・宅配便回収を促進する国からの通知

廃棄物処理法の専ら物の扱いを明確にする国からの通知

(専ら物のみの回収及び運搬、処分を業として扱う者、全ての業者を含む)

以上